

令和8年度和泉市結婚新生活支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

和泉市長 辻 宏 康

令和8年度和泉市結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新規に婚姻した世帯（以下「新婚世帯」という。）を対象に婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより、結婚等をしやすい環境づくりを推進し、もって和泉市の少子化対策の強化に資するとともに、若年世代の和泉市への移住及び定住を促進することを目的として、新婚世帯に対して住居取得費用、住居賃借費用及びリフォーム費用（以下「住居費等」という。）の一部を補助するものとし、その補助について、和泉市補助金等交付規則（平成23年和泉市規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 婚姻日 婚姻届を提出した日又は受理された日をいう。
- (2) 新婚世帯 婚姻日が令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に該当する夫婦をいう。
- (3) 住宅 夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっている住宅をいう。
- (4) 他の公的制度による補助 国又は本市の交付金や補助金制度等による補助をいう。ただし、本市が実施する補助制度等について、対象とする費用を区別できる場合においてはこの限りでない。
- (5) 住宅の取得 当該取得に係る契約が婚姻日から起算して1年以内であるものに限り、自己の名義で当該住宅の登記をし、自己の居住の用に供することをいう。
- (6) 住宅取得費用 婚姻を機に新たな生活を送るための住宅の取得に要した費用（土地取得費用、手数料、利息等を除いた費用）をいう。ただし、売買契約書、工事請負契約書等により契約内容を確認できるものに限る。
- (7) 賃借 賃貸住宅を所有又は転貸する者（新婚世帯の夫婦のいずれか一方と2親等以内の親族である者を除く。）との間で建物賃貸借契約を締結して、自己の居住の用に供することをい

う。

- (8) 住宅賃借費用 婚姻を機に住宅（当該物件の賃借日が婚姻日から起算して1年以内にある住宅）を賃借した際に要した費用のうち、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、夫婦の一方が婚姻を機とせず又は婚姻日から起算して1年超前に賃借していた住宅については、賃借した際に要した費用のうち、賃料及び共益費をいう。
- (9) リフォーム費用 婚姻を機に住宅をリフォームした際に要した費用のうち、修繕、増築、改築、改造、設備更新等、住宅の機能の維持又は向上のために行う工事（婚姻日より前にリフォームした住宅にあつては、婚姻を機としてリフォームした住宅であつて、そのリフォーム工事が完了した日（工事最終日、引渡日、残金支払日等）が婚姻日から起算して1年以内である工事に限る）に要した費用をいう。ただし、倉庫、車庫その他これに類するもの、門、フェンス、植栽等の外構の工事に要した費用、エアコン、洗濯機等の家電の購入、設置に係る費用を除くものとする。
- (10) 所得 地方税法（昭和25年法律第226号）第313条第2項に規定する所得をいう。

（補助対象世帯）

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 直近の所得証明書をもとに、夫婦の所得を合算した金額が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、所得証明書をもとに算出した所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額が500万円未満であること。
- (2) 婚姻日時点における夫婦の年齢が共に39歳以下であること。
- (3) 交付申請日時点において、新婚夫婦の双方が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民登録（以下「住民登録」という。）を行っている住所が、和泉市内であり、かつ、婚姻を機に新たに生活を送るための住宅の所在地であること。
- (4) 夫婦のどちらかの親世帯が和泉市内に住民登録を行っていること。
- (5) 申請の時点において、夫婦ともに、納期限が到来している和泉市市税の未納がないこと。
- (6) 夫婦ともに、次のいずれにも該当しないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

ロ 和泉市暴力団排除条例（平成24年和泉市条例第46号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者

- (7) 過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。
- (8) 申請の時点において、夫婦ともに、次に掲げる要件のうちのいずれかを満たしていること。
なお、いずれの講座等も第5条に掲げる補助対象期間内に受講等したもののみとする。

ア ライフデザイン支援講座

イ プレコンセプションケアに関する講座

ウ 医療機関への妊娠・出産に関する相談

エ 共家事・子育て講座

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助の対象となる住居費等を合算した額から新婚世帯が勤務先から支給を受けた補助金の対象となる住居費等に係る補助の額を控除した額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、夫婦の年齢区分に応じ、1世帯当たり次の各号に定める額を限度とする。

- (1) 婚姻日時点における夫婦の年齢が共に29歳以下の場合 60万円
- (2) 上記以外の場合 30万円

(補助対象期間)

第5条 補助対象期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

- 2 前項の規定に関わらず、第3条に規定する補助対象世帯に該当しなくなった場合、補助対象期間は、当該事由が発生した日の属する月までとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までに行わなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、令和8年度和泉市結婚新生活支援補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による審査により、補助金の不交付を決定したときは、申請者に対し、令和8年度和泉市結婚新生活支援補助金不交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(申請事項の変更及び承認)

第8条 前条により補助の決定の通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに別表に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までに行わなければならない。

(補助金の変更交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による変更交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、令和8年度和泉市結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により補助決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助決定者は、補助事業が完了したときは、別表に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、当該報告書等の書類を審査し、補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和8年度和泉市結婚新生活支援補助金交付確定通知書（様式第9号。以下

「確定通知書」という。)により、補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 補助決定者は、前条の確定通知書を受け、補助金が確定した場合は、別表に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、補助決定者に対し補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第13条 補助決定者は、前条の規定にかかわらず補助金額の交付の目的を達成するため必要と認めるときは、補助事業の完了前に1回限り概算払を受けることができる。

2 前項の規定により概算払を受けようとする者は、前条第1項に規定する請求書に住居費等に係る領収書等の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認めたとき。

2 前項の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、令和8年度和泉市結婚新生活支援補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を決めて、令和8年度和泉市結婚新生活支援補助金返還命令書(様式第12号。以下「返還命令書」という。)により、その返還を命ずるものとする。

2 補助決定者は、市長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、当該補助金を返還命令書に基づき、速やかに返還しなければならない。

(報告等)

第16条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、補助決定者に対して、報告又は書類の提出(以下「報告等」という。)を求めることができる。

2 補助決定者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令達の日から施行する。

(失効規定)

2 この訓令は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第6条・第8条・第10条・第12条関係）

申請内容	証明書类等
交 付 申 請	令和8年度和泉市結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号）
	婚姻後の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
	申請世帯の住民票
	夫婦のどちらかの親世帯の住民票
	夫婦の所得証明書（直近のもの）
	物件の売買契約書、建物の登記事項証明書及び領収書の写し（住宅取得の場合）
	物件の賃貸借契約書の写し（住宅賃借の場合）
	住宅手当支給証明書（様式第2号）（住宅賃借の場合）
	誓約書（様式第3号）
	貸与型奨学金を返済している場合にあっては、返還額がわかる書類の写し
	市長が必要と認める書類
変 更 交 付 申 請	令和8年度和泉市結婚新生活支援補助金変更交付申請書（様式第6号）
	当該変更に係る書類
	市長が必要と認める書類
実 績 報 告	令和8年度和泉市結婚新生活支援補助金実績報告書（様式第8号）
	住居費等に係る領収書等の写し
	市長が必要と認める書類
請 求	令和8年度和泉市結婚新生活支援補助金交付請求書（様式第10号）
	補助金の振込口座等が確認できる書類
	市長が必要と認める書類

和泉市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号
メールアドレス

令和8年度和泉市結婚新生活支援補助金交付申請書

令和8年度和泉市結婚新生活支援補助金の交付を受けたいので、令和8年度和泉市結婚新生活支援補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、必要書類を添えて申請します。

1 申請区分		<input type="checkbox"/> (1) 新婚世帯（夫婦共に29歳以下） <input type="checkbox"/> (2) 新婚世帯（上記（1）以外の新婚世帯）	
2 婚姻年月日		年 月 日	
3 対象経費の内訳	住宅取得	契約締結年月日	年 月 日
		契約金額（A）	円
	住宅賃借	契約締結年月日	年 月 日
		敷 金（B）	円
		礼 金（C）	円
		仲介手数料（D）	円
		リフォーム費（E）	円
		家賃・共益費（F）	月額 円
		住居手当（G）	月額 円
実質家賃負担額（H） （F）－（G）	月額 円× カ月 ＝ 円		
4 対象期間 ※今回補助を申請する期間		年 月 支払いから 年 月 支払いまで カ月分	
5 対象経費合計（I）（A+B+C+D+E+H）		円	
6 補助金申請額 ※1 1,000円未満の端数は切り捨て ※2 (I)と申請区分(1)なら60万円、(2)なら30万円と比較して少ない方を記入		円	
7 講座等受講確認		<input type="checkbox"/> ライフデザイン支援講座（ <input type="checkbox"/> 夫、 <input type="checkbox"/> 妻） <input type="checkbox"/> プレコンセプションケアに関する講座（ <input type="checkbox"/> 夫、 <input type="checkbox"/> 妻） <input type="checkbox"/> 医療機関への妊娠・出産に関する相談（ <input type="checkbox"/> 夫、 <input type="checkbox"/> 妻） <input type="checkbox"/> 共家事・子育て講座（ <input type="checkbox"/> 夫、 <input type="checkbox"/> 妻）	
8 添付書類		<input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） <input type="checkbox"/> 住民票（ <input type="checkbox"/> 夫婦、 <input type="checkbox"/> 親世帯） <input type="checkbox"/> 所得証明書（ <input type="checkbox"/> 申請者、 <input type="checkbox"/> 配偶者） <input type="checkbox"/> 売買契約書及び領収書の写し <input type="checkbox"/> 建物の登記事項全部証明書の写し <input type="checkbox"/> 賃貸借契約書の写し <input type="checkbox"/> 住宅手当支給証明書（給与所得者全員分） <input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> 貸与型奨学金の返還額がわかる書類 <input type="checkbox"/> 離職票の写し（無職の場合）	

和泉市長 様

給与等の支払者
所在地
名称
氏名
電話番号

印

住宅手当支給証明書

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

記

1 対象者

住所	
氏名	

2 住宅手当支給状況

(1) 現在、支給している。

年 月から 住宅手当 月額 円
※変更があった場合
年 月から 住宅手当 月額 円

(2) 支給していない。

(3) これから支給する。

年 月から 住宅手当 月額 円
※変更がある場合
年 月から 住宅手当 月額 円

(注意事項)

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担する全ての手当等の月額です。
- 2 住宅手当支給状況については、(1)、(2)、(3)のいずれかに○印をつけてください。
- 3 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。

和泉市長 様

申請者 住所

氏名

配偶者 氏名

誓 約 書

令和8年度和泉市結婚新生活支援補助金の交付を受けるにあたり、下記のとおり誓約します。

記

1. 私（申請者）及び配偶者は、他の公的制度による補助を受けていません。
2. 私（申請者）及び配偶者は、過去にこの制度に基づく補助を受けていません。
3. 私（申請者）及び配偶者は、対象経費のうち住宅取得に係る売主、住宅賃借に係る賃借主の2親等以内の親族ではありません。
4. 私（申請者）及び配偶者は、対象経費のうち住居費の内容及び市税の滞納状況について、市長が調査することに同意します。
5. 私（申請者）及び配偶者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び和泉市暴力団排除条例（平成24年和泉市条例第46号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者ではありません。
6. 私（申請者）及び配偶者は、申請内容に虚偽があった場合には補助金を全額返還します。

7. 私は現在就職しておりません。

氏名 _____

氏名 _____

※上記を証明する添付書類

離職票の写し

その他（ _____ ）

8. 私（申請者）及び配偶者は、市が行う本事業の効果検証にあたり、申請者及び世帯員の申請後5年間の転出入状況について市長が調査することに同意します。
9. 住宅賃借（リフォームを除く）の経費を対象とした補助金が、一時所得に該当することを理解し、必要に応じて適切に確定申告を行います。

（申請者）

住 所
氏 名 様

和泉市長 辻 宏康 印

令和8年度和泉市結婚新生活支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和8年度和泉市結婚新生活支援補助金については、令和8年度和泉市結婚新生活支援補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

補助金交付決定額 金 円

（申請者）

住 所
氏 名 様

和泉市長 辻 宏康 印

令和8年度和泉市結婚新生活支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和8年度和泉市結婚新生活支援補助金については、令和8年度和泉市結婚新生活支援補助金交付要綱第7条の規定に基づき審査した結果、次のとおり不交付とすることに決定したので、通知します。

記

1. 不交付の理由

和泉市長 様

住 所
氏 名
電話番号
メールアドレス

令和8年度和泉市結婚新生活支援補助金変更交付申請書

年 月 日付け、和泉広協第 号で交付決定を受けた標記補助金について、申請事項を変更したいので、令和8年度和泉市結婚新生活支援補助金交付要綱第8条の規定により、必要書類を添えて次のとおり申請します。

1 申請区分	<input type="checkbox"/> （1）新婚世帯（夫婦共に29歳以下） <input type="checkbox"/> （2）新婚世帯（上記（1）以外の新婚世帯）		
2 婚姻年月日	年 月 日		
3 対象経費の内訳	住宅取得	契約締結年月日	年 月 日
		契約金額（A）	円
	住宅賃借	契約締結年月日	年 月 日
		敷 金（B）	円
		礼 金（C）	円
		仲介手数料（D）	円
		リフォーム費（E）	円
		家賃・共益費（F）	月額 円
住居手当（G）	月額 円		
実質家賃負担額（H） （F）－（G）	月額 円× カ月 ＝ 円		
4 対象期間 ※今回補助を申請する期間	年 月 支払いから 年 月 支払いまで カ月分		
5 対象経費合計（I）（A+B+C+D+E+H）	円		
6 補助金申請額 ※1 （I）と申請区分（1）なら60万円、（2）なら30万円と比較して少ない方を記入 ※2 1,000円未満の端数は切り捨て	円		
7 講座等受講確認	<input type="checkbox"/> ライフデザイン支援講座（ <input type="checkbox"/> 夫、 <input type="checkbox"/> 妻） <input type="checkbox"/> プレコンセプションケアに関する講座（ <input type="checkbox"/> 夫、 <input type="checkbox"/> 妻） <input type="checkbox"/> 医療機関への妊娠・出産に関する相談（ <input type="checkbox"/> 夫、 <input type="checkbox"/> 妻） <input type="checkbox"/> 共家事・子育て講座（ <input type="checkbox"/> 夫、 <input type="checkbox"/> 妻）		
8 添付書類	<input type="checkbox"/> 住民票（ <input type="checkbox"/> 夫婦、 <input type="checkbox"/> 親世帯） <input type="checkbox"/> 売買契約書及び領収書の写し <input type="checkbox"/> 建物の登記事項全部証明書の写し <input type="checkbox"/> 賃貸借契約書の写し <input type="checkbox"/> 住宅手当支給証明書（給与所得者全員分） <input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> 離職票の写し（無職の場合）		

和泉 第 号
年 月 日

（申請者）

住 所
氏 名 様

和泉市長 辻 宏康 印

令和8年度和泉市結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった令和8年度和泉市結婚新生活支援補助金については、令和8年度和泉市結婚新生活支援補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

- | | | | |
|---|------------|---|---|
| 1 | 補助金既交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金変更交付決定額 | 金 | 円 |

和泉市長 様

住 所
氏 名
電話番号
メールアドレス

令和8年度和泉市結婚新生活支援補助金実績報告書

年 月 日付け和泉広協第 号で交付決定を受けた標記補助金について、
令和8年度和泉市結婚新生活支援補助金交付要綱第10条の規定により、必要書類を添えて
次のとおり報告します。

1 申請区分	<input type="checkbox"/> (1) 新婚世帯（夫婦共に29歳以下） <input type="checkbox"/> (2) 新婚世帯（上記(1)以外の新婚世帯）		
2 婚姻年月日	年 月 日		
3 対象経費の内訳	住宅取得	契約締結年月日	年 月 日
		契約金額 (A)	円
	住宅賃借	契約締結年月日	年 月 日
		敷 金 (B)	円
		礼 金 (C)	円
		仲介手数料 (D)	円
		リフォーム費 (E)	円
		家賃・共益費 (F)	月額 円
住居手当 (G)	月額 円		
実質家賃負担額 (H) (F) - (G)	月額 円 × カ月 = 円		
4 対象期間 ※今回補助を申請する期間	年 月 支払いから 年 月 支払いまで カ月分		
5 対象経費合計 (I) (A+B+C+D+E+H)	円		
6 補助金申請額 ※1 (I)と申請区分(1)なら60万円、(2)なら30万円と比較して少ない方を記入 ※2 1,000円未満の端数は切り捨て	円		
7 講座等受講確認	<input type="checkbox"/> ライフデザイン支援講座 (□夫、□妻) <input type="checkbox"/> プレコンセプションケアに関する講座 (□夫、□妻) <input type="checkbox"/> 医療機関への妊娠・出産に関する相談 (□夫、□妻) <input type="checkbox"/> 共家事・子育て講座 (□夫、□妻)		

和泉広協第 号
年 月 日

（申請者）

住 所
氏 名 様

和泉市長 辻 宏康 印

令和8年度和泉市結婚新生活支援補助金交付確定通知書

年 月 日付け和泉広協第 号により交付の決定をした令和8年度和泉市結婚新生活支援補助金については、令和8年度和泉市結婚新生活支援補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり交付することに確定したので、通知します。

記

補助金交付確定額 金 円

和泉市長 様

住 所
氏 名
電話番号
メールアドレス

令和8年度和泉市結婚新生活支援補助金交付請求書

年 月 日付け、和泉広協第 号で交付確定のあった、令和8年度和泉市結婚新生活支援補助金について、令和8年度和泉市結婚新生活支援補助金交付要綱（第12条・第13条第2項）の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

交付決定額・交付確定額										円
既交付額	年 月 日交付									円
今回交付請求額										円

2 振込先

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名	本店・支店 本所・支所
預金の種類	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）		
口座番号			
口座名義	(フリガナ)		

※口座名義については必ず請求者氏名と一致すること。

(申請者)

住 所
氏 名 様

和泉市長 辻 宏康 印

令和 8 年度和泉市結婚新生活支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け、和泉広協第 号で交付決定をした令和 8 年度和泉市結婚新生活支援補助金について、次のとおり取り消したので、令和 8 年度和泉市結婚新生活支援補助金交付要綱第 1 4 条第 2 項の規定により、通知します。

交付予定額			円
交付取消額			円
取消の内容	<input type="checkbox"/> 交付決定額の全額 <input type="checkbox"/> 交付決定額の一部		
	一部取消額の内訳		円
取消理由			

(申請者)

住 所
氏 名 様

和泉市長 辻 宏康 印

令和8年度和泉市結婚新生活支援補助金返還命令書

年 月 日付け、和泉広協第 号で決定した令和8年度和泉市結婚新生活支援補助金について、令和8年度和泉市結婚新生活支援補助金交付要綱第15条の規定により、次のとおり返還を命ずる。

記

返還すべき金額	円
返還期限	年 月 日まで
返還を命ずる理由	
返還方法	
交付決定額	円
既交付額	年 月 日交付 円
交付確定額	円